

# 居宅療養管理指導 基本報酬

## 単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

※介護予防も同じ

○医師が行う場合

(1)居宅療養管理指導(Ⅰ)  
(Ⅱ以外の場合に算定)

<現行>

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

509単位  
485単位  
444単位



<改定後>

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

514単位  
486単位  
445単位

(2)居宅療養管理指導(Ⅱ)  
(在宅時医学総合管理料等を算定する  
利用者を対象とする場合に算定)

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

295単位  
285単位  
261単位



単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

298単位  
286単位  
259単位

○歯科医師が行う場合

<現行>

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

509単位  
485単位  
444単位



<改定後>

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

516単位  
486単位  
440単位

○薬剤師が行う場合

<現行>

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

560単位  
415単位  
379単位



<改定後>

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

565単位  
416単位  
379単位

(2)薬局の薬剤師

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

509単位  
377単位  
345単位



単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

517単位  
378単位  
341単位

○管理栄養士が行う場合

<現行>

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

539単位  
485単位  
444単位



<改定後>

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

544単位  
486単位  
443単位

(2)当該事業所以外の管理栄養士  
(新設)

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

524単位  
466単位  
423単位

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

524単位  
466単位  
423単位

○歯科衛生士が行う場合

<現行>

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

356単位  
324単位  
296単位



<改定後>

単一建物居住者が1人  
単一建物居住者が2～9人  
単一建物居住者が10人以上

361単位  
325単位  
294単位